

19 施設等

障害者福祉センター

対象者 心身障害者（児）とその保護者およびこれらの方で組織する団体並びにボランティア
内 容 区内に住む障害者（児）が地域社会で自主、自立活動ができるよう援助するとともに、障害者（児）の相互交流の場を提供する施設です。
休館日 第2・第4日曜日、祝日、年末年始 ※通所支援施設を除く（→120ページ）
利 用 電話または来所により予約してください。

予約受付時間：午前9時～午後5時

(1) 各施設

施設名	内 容	利用時間
ロビー	新聞・雑誌等があります。	午前9時～ 午後9時30分
ボランティア室	センター利用のボランティアが活動の準備の場として利用できます。	
聴覚障害者室	聴覚障害者の学習・講習などに利用できます。	
生活実習室	調理設備があり、18名程度での会議などにも利用できます。	
視覚障害者室	視覚障害者の学習・講習や録音物発行・点訳などに利用できます。	
録音室	録音物の収録に朗読ボランティアが利用します。	
会議室（洋室）	卓球台・カラオケセットなどがあり、会議・講演会など多目的に利用できます。	

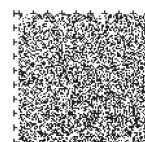
①個人利用で施設を利用する場合は、入館票の提示が必要です。入館票申請の際は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳またはそれに代わるもの（医師の診断書等）をお持ちください。

②団体利用（生活実習室、会議室の利用）は、団体（障害者団体、ボランティア団体）の登録後、利用申請をしてください。団体の登録は随時、利用申請は利用日の属する月の2か月前初日（休館のときは翌日）から受け付けます。

(2) 相談事業

相談種別	相談内容	相談時間	相談員
心身障害者相談	自立のための生活相談など	毎日（休館日を除く） 午前9時～午後5時	障害者福祉センター 職員
特定相談支援	サービス等利用計画の相談 および作成など	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	障害者福祉センター 相談支援専門員

※事前に障害者福祉センターに予約をしてください。



(3) 入浴サービス事業

入浴の種類	入浴の内容	利用時間	利用回数等
巡回入浴	送迎車での移動が困難で、センター浴室を利用できない方に、専門業者を自宅に派遣して特殊浴槽を利用して入浴を行います。	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 (年末年始除く)	予約制 週 1 回
機械入浴	自宅からリフト付の車でセンターに送迎し機械浴槽を使用して入浴します。介助はセンターの介助人が行います。	火曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 (休館日を除く)	
リフト・家族入浴	センター浴室を提供し、入浴用車椅子などを利用して、家族等付添人の介助により入浴を行います。	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 (休館日を除く)	

※巡回入浴・機械入浴は、介護保険対象の方を除きます。その他利用条件があります。

(4) 通所支援施設

施設名	サービスの種類	定 員	内 容
第一作業訓練室	生活介護	24 名	日常生活の向上や社会参加を目指し、個々の自立にむけた授産作業・創作活動・余暇活動・健康活動などを行っています。 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 休館日：土・日曜日、祝日、年末年始
第二作業訓練室	生活介護	30 名	
第三作業訓練室	就労継続支援 B 型	26 名	

※利用には受給者証が必要です。(→ 26 ページ)

(5) 地域活動支援センター事業

種 別	内 容
創作的活動	健康体操・絵手紙教室等
機能訓練	理学療法士等による訓練 成人・児童(小学生～18歳)(→117ページ)
社会適応訓練	日常生活に必要な知識や情報を提供する教室・講座等

利用方法：各活動の締切日までに利用申込書を提出してください。

使用料：1 回 240 円 ※生活保護受給者・区民税非課税者・満 18 歳未満の方は無料

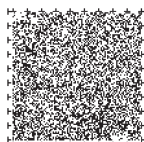
問合せ 江東区障害者福祉センター

☎ 03-3699-0316 FAX03-3647-4918

〒135-0011 扇橋 3-7-2

※交通機関の利用が困難な方のためにリフト付巡回バスを運行しています。

詳細はお問い合わせください。



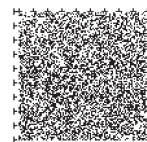
施設一覧

※最新の情報はホームページでご確認ください。

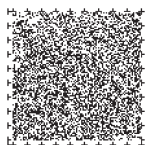
障害者通所支援施設

「対象者」身：身体障害 知：知的障害 精：精神障害 難：難病

地図	施設名	対象者	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
1	江東区塩浜福祉園	知	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 1 階	☎ 03-3647-6987 FAX 03-3640-3461	40
2	江東区東砂福祉園	知	生活介護	〒136-0074 東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 1・2 階	☎ 03-3646-6634 FAX 03-3646-6635	38
3	江東区亀戸福祉園	知	生活介護	〒136-0071 亀戸 9-6-29	☎ 03-3683-1451 FAX 03-3683-0169	60
4	江東区あすなろ作業所	知	就労継続支援 B 型	〒136-0074 東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 2・3 階	☎ 03-3646-6720 FAX 03-3646-6721	52
5	江東区第二あすなろ作業所	知	生活介護 就労継続支援 B 型	〒135-0001 毛利 2-1-14	☎ 03-3846-6508 FAX 03-3846-6500	23 42
6	江東区障害者福祉センター 第一作業 訓練室	身・知	生活介護	〒135-0011 扇橋 3-7-2	☎ 03-3699-0316 FAX 03-3647-4918	24
	江東区障害者福祉センター 第二作業 訓練室					30
	江東区障害者福祉センター 第三作業 訓練室		就労継続支援 B 型			26
7	第三あすなろ作業所	知	就労継続支援 B 型	〒136-0076 南砂 4-3-10	☎ 03-5606-8531 FAX 03-5606-5105	60
8	ワークセンターつばさ	知	就労移行支援 就労継続支援 B 型	〒135-0031 佐賀 2-7-4	☎ 03-5621-4503 FAX 03-5621-4506	15 35
9	若竹作業所	知	就労継続支援 B 型	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 4 階	☎ 03-3648-1053 FAX 03-3648-1030	40
10	若竹作業所（分室）	知	就労継続支援 B 型	〒135-0042 木場 6-9-1	☎ 03-5633-9224 FAX 03-5633-9223	20
11	高齢障害者通所施設さくら	知	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 4 階	☎ 03-3615-5787 FAX 03-3615-5782	20
12	ゆめ工房	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 1-14-4 1 階	☎ 03-3644-6773 FAX 03-3644-0628	20
13	ゆめ工房北砂	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 1-14-4 2 階	☎ 03-3644-0654 FAX 03-3644-0652	25
14	ふれあい工房	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒135-0015 千石 2-2-5	☎ 03-6458-7085 FAX 03-6458-7086	20
15	ネットワークゆめ工房	身・知 精・難	生活介護	〒136-0073 北砂 1-17-4 1 階	☎ 03-3644-1645 FAX 03-3644-1635	20
16	ドリームクラブハウス	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 1-15-8 2 階	☎ 03-3644-6858 FAX 03-3644-6808	20
17	ドリーム第 2	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0074 東砂 6-20-7	☎ 03-3644-0683 FAX 03-3644-0684	20
18	リサイクル工房サラエ （ドリーム第 2 分室）	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0074 東砂 5-16-3	☎ 03-5632-6601 FAX 03-5632-6634	10
19	ドリーム第 3（ドリーム第 2 分室）	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 4-40-9	☎ 03-6666-3071 FAX 03-6666-3072	20
20	のびのび共同作業所 大地	身・知 精	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 3 階	☎ 03-3644-5565 FAX 03-3644-5523	40

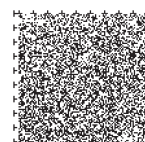


地図	施設名	対象者	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
21	のびのび共同作業所 第2大地	身・知	生活介護	〒136-0073 北砂 7-9-1 太陽ベニヤビル 1・2 階	☎ 03-6666-6381 FAX 03-6666-6382	30
22	のびのび共同作業所 青空	知	生活介護	〒136-0076 南砂 3-5-14 OK.BLDG- II 2・3 階	☎ 03-5634-8607 FAX 03-6666-6163	20
23	のびのび共同作業所 大河	身・知 精・難	生活介護	〒136-0076 南砂 3-5-14 OK.BLDG- II 4・5 階	☎ 03-5634-8558 FAX 03-6666-6163	20
24	のびのび作業所エコ	知	就労継続支援 B 型	〒136-0073 北砂 3-22-20	☎ 03-5665-8180 FAX 03-5665-8182	20
25	のびのび給食センター	知	就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 6-1-4-109・110・111	☎ 03-5628-6617 FAX 03-5628-6618	20
26	のびのび作業所フーズ	身・知 精	生活介護	〒136-0072 大島 8-32-13 マヒコビル 1・2 階	☎ 03-6807-0900 FAX 03-6807-0904	25
			就労継続支援 B 型			15
27	自立センターあけぼの	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒135-0051 枝川 2-3-7 アライビル 1・2 階	☎ 03-5633-7804 FAX 03-5633-7874	10
28	自立センターあけぼの (分室)	身・知 精・難	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 3 階	☎ 03-3648-1245 FAX 03-3648-3042	15
29	サンフラワーワーキング	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 1-6-9	☎ 03-3685-0186 FAX 03-3685-0189	20
30	ソフトパワー	知・精	就労継続支援 B 型	〒136-0071 亀戸 4-38-4 GS ハイムマン ション 101	☎ 03-3684-2360 FAX 03-5848-6821	20
31	コミュニティワーク T & K	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 8-32-9	☎ 03-6802-9228 FAX 03-6802-9229	20
32	オアシス・プラス	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0021 白河 4-7-2	☎ 03-5646-7811 FAX 03-5646-7812	20
			就労定着支援			無
33	ピアワーク・オアシス	精	就労継続支援 B 型	〒135-0001 毛利 1-7-3 田中ビル	☎ 03-5638-1775 FAX 03-5638-1776	20
34	コム・オアシス	精	就労継続支援 B 型	〒136-0076 南砂 3-4-6	☎ 03-5690-5959 FAX 03-5690-5967	20
35	すこやか作業所	身・精 難	就労継続支援 B 型	〒136-0072 大島 4-1-6-146	☎ 03-3638-3762 FAX 03-6315-5151	20
36	新生したまち作業所	精	就労継続支援 B 型	〒135-0023 平野 3-7-4 オーク・ミューラル 201	☎ 03-3641-7303 FAX 03-5875-8500	20
37	らふあえる	身・知 精	就労継続支援 B 型	〒135-0042 木場 6-10-6 TKY ビル 5 階	☎ 03-6666-6157 FAX 03-3645-5656	20
38	エコミラ江東	知・精	就労継続支援 A 型	〒135-0052 潮見 1-29-7	☎ 03-5632-8815 FAX 03-5632-8816	20
39	ふれんど しおはま	身・知	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 3 階	☎ 03-6666-1030 FAX 03-6666-1036	20
40	コレンド東陽町	身・知 精	就労移行支援	〒135-0016 東陽 2-4-46 A S K ビル 5 階	☎ 03-3615-3500	20
			就労選択支援			10
41	コレサボ	身・知 精・難	就労定着支援			無
42	コレンドカレッジ門前仲町	知・精	自立訓練 (生活訓練)	〒135-0047 富岡 2-6-13 GOWA 富岡 2 階	☎ 03-5809-8290	20
43	ライフアーク木場	身・知 精	就労継続支援 A 型	〒135-0042 木場 6-11-5 サニーコーポ K1 階	☎ 03-6666-3951 FAX 03-6666-3949	20

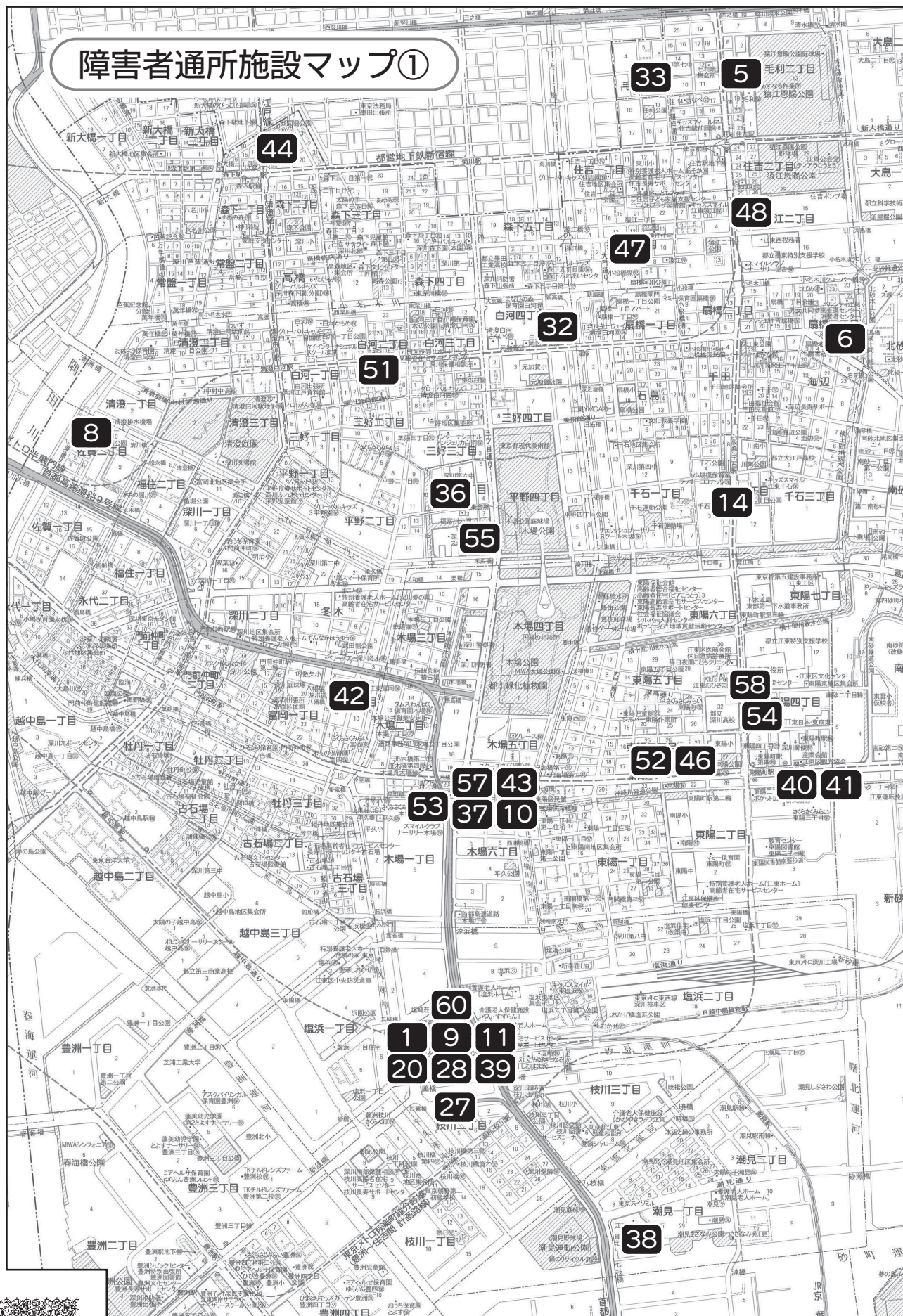


地図	施設名	対象者	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
44	ティオ森下	身・知 精・難	就労移行支援	〒135-0004 森下 2-18-2 センテナリー森下 2 階	☎ 03-6659-5782 FAX 03-6659-5783	20
			就労定着支援			無
			就労選択支援			10
45	就労移行支援事業所かがやく学び舎	身・精 難	就労移行支援	〒136-0071 亀戸 6-58-15 ダンディリオン亀戸駅前ビル 2 階	☎ 03-5609-7360 FAX 03-3685-1882	20
46	Smile Lab Tokyo	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒135-0016 東陽 3-23-22 東陽プラザビル 2 階 B 区画	☎ 03-6666-5817 FAX 03-6666-5818	40
47	Rainbow Home	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0003 猿江 1-3-3 石上ビル 1 階	☎ 03-6666-9690 FAX 03-6666-9630	20
48	Rainbow Home (分室)	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0003 猿江 2-14-6 高橋ビル 1 階	☎ 03-6659-3779 FAX 03-6666-9630	15
49	向日葵	知・精	就労継続支援 A 型	〒136-0072 大島 8-42-8 ユーカー東大島駅前ビル 5 階	☎ 03-5609-7695 FAX 03-5609-7696	20
50	オンブレ・ジャパン	知・精	自立訓練(生活訓練)	〒136-0071 亀戸 1-31-7 亀戸センタービル 7 階	☎ 03-5875-5657 FAX 03-5875-5658	20
51	アクセスジョブ清澄白河	身・知 精・難	就労移行支援	〒135-0021 白河 2-8-5 三栄ビル 5 階	☎ 03-6811-7772 FAX 03-6811-7989	20
			就労選択支援			10
52	エヌフィットキャリアカレッジ東陽町	身・知 精・難	就労移行支援	〒135-0016 東陽 3-23-24 VORT 東陽町ビル 2 階	☎ 03-6666-3640 FAX 03-6666-3641	10
			自立訓練(生活訓練)			10
			就労定着支援			無
53	リスタワークス木場	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0042 木場 1-4-5 イマス木場ビル 5 階	☎ 03-6666-0195 FAX 03-6666-0196	20
54	かいと Cafe	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0016 東陽 4-8-6	☎ 03-3648-8526 FAX 03-3648-8529	20
55	アトリエにっと	知・精	就労継続支援 B 型	〒135-0023 平野 3-2-10 ヒマワリビル 4 階	☎ 03-6262-3059 FAX 03-6730-2910	30
56	花だよりリアン	知・精	就労継続支援 B 型	〒136-0076 南砂 7-5-13	☎・FAX 03-6657-7787	20
57	IT 就労ビズウェル木場	精	就労移行支援	〒135-0042 木場 6-10-6 TKY ビル 4 階	☎ 03-6666-6628 FAX 03-6666-6629	20
58	リハワーク江東・東陽町 with D.C	身・知 精・難	就労継続支援 B 型	〒135-0016 東陽 4-10-8 杉船ビル東陽町 5 階	☎ 03-6666-5523 FAX 03-6666-5524	20
59	東京都立東部療育センター	身	生活介護	〒136-0075 新砂 3-3-25	☎ 03-5632-8070 FAX 03-5632-8071	30
60	Up to You 塩浜 Living	知	生活介護	〒135-0043 塩浜 2-5-3	☎ 03-6666-0230 FAX 03-6666-0231	60

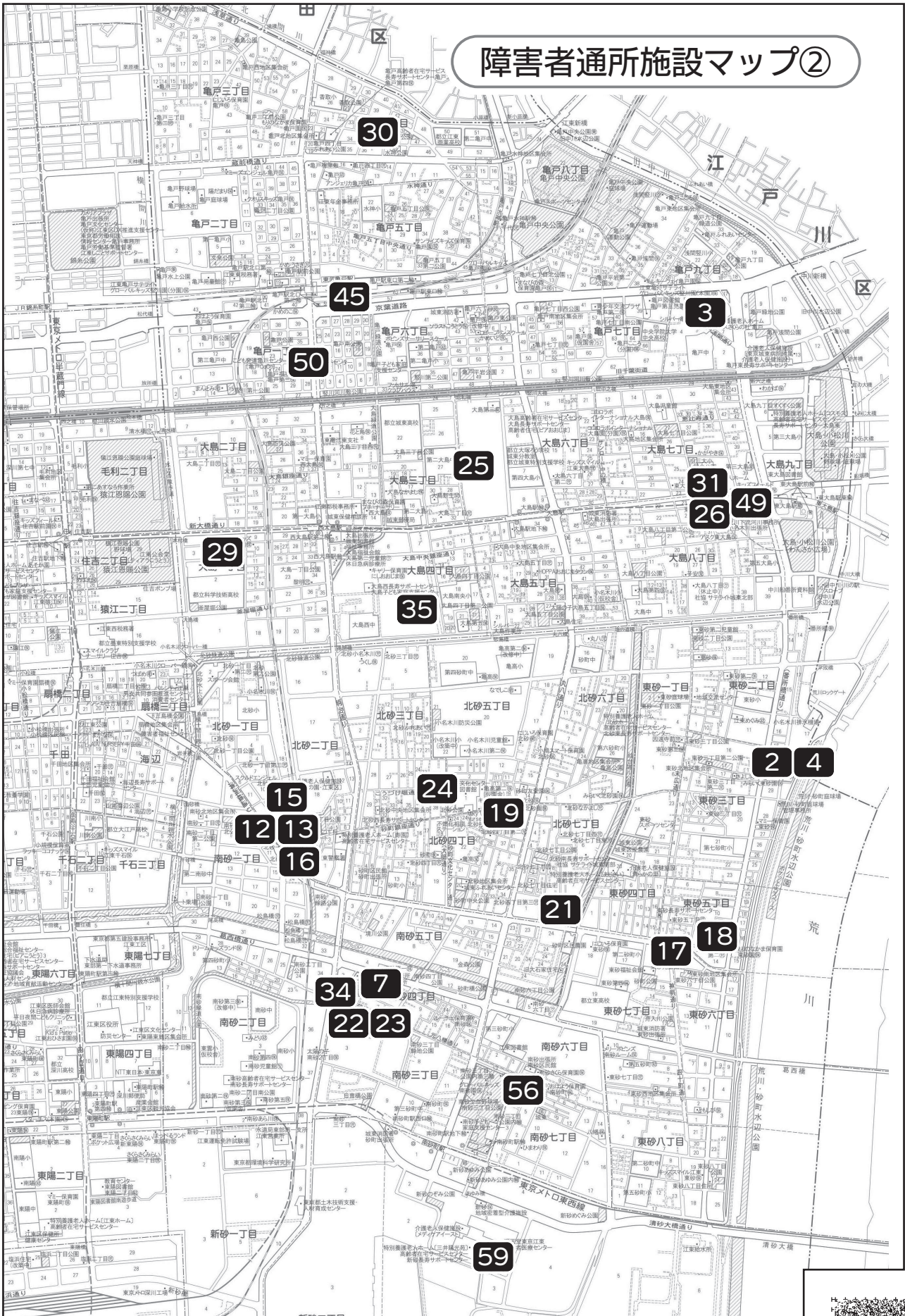
※ Up to You 塩浜 Living の定員は、施設入所者 45 名を含みます。



障害者通所施設マップ①



障害者通所施設マップ②



施設等

19

地域生活支援センター・地域活動支援センター

「対象者」 身：身体障害 知：知的障害
児：障害児 精：精神障害 難：難病

施設名	対象者	事業種別	所在地	電話・FAX
地域生活支援センター ステップ	精	I型	〒135-0016 東陽 3-16-12 田中ビル2階	☎ 03-5633-7714 FAX 03-5633-7715
地域活動支援センター ウィル・オアシス	精	I型	〒135-0002 住吉 1-17-20 住吉ビル4階	☎ 03-6284-0545 FAX 03-6284-0546
地域活動支援センター ロータス	精	I型	〒136-0072 大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 101	☎ 03-5858-8696 FAX 03-5626-8050
江東区障害者福祉センター	身・知 精・難	II型	〒135-0011 扇橋 3-7-2	☎ 03-3699-0316 FAX 03-3647-4918

短期入所

施設名	対象者	所在地	電話・FAX
江東区リバーハウス東砂	身・知・児	〒136-0074 東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ4階	☎ 03-3646-6623 FAX 03-3615-1377
東京都立東部療育センター	知・児	〒136-0075 新砂 3-3-25	☎ 03-5632-8070 FAX 03-5632-8071
Up to You 塩浜 Living	知・児	〒135-0043 塩浜 2-5-3	☎ 03-6666-0230 FAX 03-6666-0231

施設入所支援

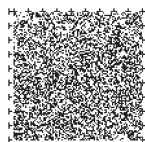
施設名	対象者	所在地	電話・FAX
Up to You 塩浜 Living	知	〒135-0043 塩浜 2-5-3	☎ 03-6666-0230 FAX 03-6666-0231

心身障害者生活寮

施設名	対象者	所在地	電話・FAX
生活寮ひだまり	身・知	〒136-0074 東砂 8-19-7	☎ 03-3649-8817 FAX 03-6458-8112
生活寮ひだまり第2	身・知	〒136-0072 大島 3-25-5	☎・FAX 03-5858-4373

宿泊型自立訓練

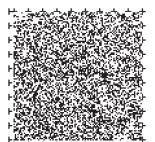
施設名	対象者	所在地	電話・FAX
江東通勤寮	知	〒135-0015 千石 1-3-12	☎ 03-6666-2306 FAX 03-6666-2307



相談支援事業所

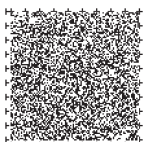
「対象者」身：身体障害 知：知的障害 児：児童の方で居宅サービスや短期入所利用者
 児通：児童通所支援利用者 精：精神障害 難：難病

施設名	対象者	郵便番号	所在地	電話・FAX
地域活動支援センター ウィル・オアシス	精	135-0002	住吉 1-17-20 住吉ビル 4 階	☎ 03-6284-0545 FAX 03-6284-0546
地域活動支援センター ロータス	精	136-0072	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 101	☎ 03-5858-8696 FAX 03-5626-8050
江東区地域生活支援センター ステップ	精	135-0016	東陽 3-16-12 田中ビル 2 階	☎ 03-5633-7714 FAX 03-5633-7715
江東区こども発達センター	児・児通	135-0043	塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 1 階	☎ 03-5632-2591 FAX 03-3640-5371
江東区こども発達亀戸センター	児・児通	136-0071	亀戸 1-24-6 2 階	☎ 03-3636-3150 FAX 03-3636-3157
こぴあクラブ	身・知 児・児通	135-0041	冬木 6-20	☎・FAX 03-3630-1363
城東訪問介護	身・知・児 児通・精・難	136-0072	大島 7-15-5 クリスタルコーポ大島 304	☎ 03-5628-3377 FAX 03-5628-3385
有限会社 サン介護センター	身・知・児 精・難	136-0074	東砂 1-6-5	☎ 03-5617-3955 FAX 03-3644-6755
ゆめ相談支援事業所	身・知・児 精・難	136-0073	北砂 1-14-4-1 階	☎ 03-3644-0701 FAX 03-3644-0628
楓の会ヘルパーセンター	知	135-0016	東陽 4-8-10 202 号室	☎ 03-5617-3750 FAX 03-5617-3752
のびのび相談支援センター	身・知・児 児通・精・難	136-0073	北砂 7-9-1 太陽ベニヤビル 1 階	☎ 03-6666-2181 FAX 03-5634-8608
江東区東砂福祉園	知	136-0074	東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 1・2 階	☎ 03-3646-6634 FAX 03-3646-6635
江東区亀戸福祉園	身・知・精	136-0071	亀戸 9-6-29	☎ 03-3683-1451 FAX 03-3683-0169
江東区あすなろ作業所	身・知・精	136-0074	東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ 3 階	☎ 03-3646-6720 FAX 03-3646-6721
江東区第二あすなろ作業所	知	135-0001	毛利 2-1-14	☎ 03-3846-6508 FAX 03-3846-6500
江東区塩浜福祉園	知	135-0043	塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 1 階	☎ 03-3647-6987 FAX 03-3640-3461
たんぼぼクラブ	児・児通	135-0014	石島 5-7 深川ビル 1 階 102 号室	☎ 03-5690-4300 FAX 03-6666-4781
なかよし指定訪問介護事業所	身・知・児 児通・精・難	135-0032	福住 2-4-1	☎ 03-5639-9188 FAX 03-5639-9189
江東区障害者福祉センター	身・知	135-0011	扇橋 3-7-2	☎ 03-3699-0316 FAX 03-3647-4918
カレッジケア	身・児・児通 難	136-0073	北砂 5-20-13-101	☎ 03-5875-2622 FAX 03-6666-5786
相談支援センターきりん	知・精	136-0076	南砂 5-4-2-102	☎・FAX 03-3699-5809
グッドワン	身・知・児 児通・精・難	135-0002	住吉 1-14-11	☎ 03-6284-0411 FAX 03-6284-0415
相談支援センターOHANA	身・知・児 児通・精・難	136-0071	亀戸 2-44-12 亀戸ビル 2 階	☎ 03-5858-8747 FAX 03-5858-8748
就労プランニングセンター Works	身・知・児 児通・精・難	135-0016	東陽 3-17-14 サンイーストビル 2 階	☎ 03-4400-7240 FAX 050-6868-9845
NPO 法人結ぶ会	身・知・児 児通・精・難	135-0061	豊洲 4-10-1-1205	☎ 03-6767-8007 FAX 03-6740-2007
Up to You 相談 COMMON	知・児・児通	135-0043	塩浜 2-5-3	☎ 03-6666-2145 FAX 03-6666-2146
ソーシャルサポートえん	身・知 精・難	135-0045	古石場 2-11-12 渡辺ビル 101	☎ 03-6458-5766 FAX 03-6875-2459
一般社団法人東京中央連絡会 江東相談室	身・知・児 児通・精・難	136-0073	北砂 4-11-19	☎ 050-1731-8511 FAX 03-5539-4703
アンシンケアサービス東陽	身・知・児 児通・精・難	135-0016	東陽 5-26-15	☎ 03-4500-2264 FAX 03-4500-1009
相談支援事業所こうとうケア	知・児・児通 精・難	136-0071	亀戸 1-8-4-6B 由田ビル	☎ 03-6820-6152 FAX 03-6745-5682
Life Bridge	身・知・児 児通・精・難	135-0016	東陽 4-11-33 サンイースト 21 504 号室	☎ 03-6825-0272 FAX 03-6825-0286
相談支援事業所庵	身・知・児 児通・精・難	136-0072	大島 6-1-1-609	☎ 090-8187-3270
オハナ・ケアサービス江東 (相談支援)	身・知・児 児通・精・難	135-0016	東陽 5-25-10 いづみコーポ 114 号	☎ 03-6666-5447 FAX 03-6666-5226



知的障害者グループホーム

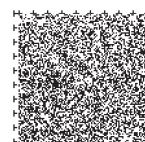
施設名（ユニット名）	郵便番号	所 在 地	電 話・FAX	定員
江東区リバーハウス東砂	136-0074	東砂 3-30-6 東砂福祉プラザ4階	☎ 03-3646-6623 FAX 03-3615-1377	7
かえで	136-0076	南砂 1-6-9 楓ビル2階	☎ 03-3646-8691 FAX 03-3646-8692	6
第二かえで	136-0076	南砂 1-6-9 楓ビル3階	☎ 03-3646-8691 FAX 03-3646-8692	6
かえでプラス	136-0076	南砂 1-6-9 楓ビル1階	☎ 03-3646-8691 FAX 03-3646-8692	4
あかつき寮	136-0074	東砂 3-3-8 マツダハイム 203	☎・FAX 03-5690-1606	2
ひまわり寮	136-0073	北砂 5-8-5 ハートピアいしずか 205・206	☎・FAX 03-3640-0256	4
アイビーコート	135-0044	越中島 2-5-2	☎・FAX 03-3630-1666	4
ときわ寮	135-0006	常盤 2-12-16	☎・FAX 03-3846-5202	6
深川寮	136-0076	南砂 2-35-4 カームパレス 204・402	☎・FAX 03-5606-5308	4
連携型江東	135-0034	永代 2-18-6	☎ 03-6666-2306 FAX 03-6666-2307	4
ひだまり第1	136-0074	東砂 8-19-7	☎・FAX 03-3649-8817	4
ひだまり第3	136-0072	大島 3-25-5	☎・FAX 03-5609-5012	5
ひだまり第4	136-0074	東砂 3-7-11	☎・FAX 03-6659-7670	5
ひだまり第5	136-0074	東砂 6-1-15	☎・FAX 03-6458-6776	3
いぶき寮	135-0051	枝川 1-8-15-904,714	☎・FAX 03-3649-6347	5
ひまわり暁の家	136-0074	東砂 6-4-11	☎ 03-5653-0503 FAX 03-3646-0439	7
ひまわり恵の家	136-0074	東砂 3-8-10	☎ 03-5653-0503 FAX 03-3646-0439	4
かたくりの家	136-0072	大島 8-32-13 マヒコビル3階	☎ 03-6807-0944 FAX 03-6807-0965	6
第3かたくりの家	136-0073	北砂 7-9-1 太陽ベニヤビル3階	☎ 03-6666-6072 FAX 03-6666-6028	6
サポート	136-0076	南砂 7-13-16	☎ 03-6666-4637 FAX 03-6666-4638	5
きりんの家	136-0076	南砂 5-4-6	☎・FAX 03-3699-5809	6
第2きりんの家	136-0076	南砂 5-4-6	☎・FAX 03-3699-5809	4
花だよりA	135-0011	扇橋 2-18-2 1・2・3階	☎・FAX 03-5857-5086	10
花だよりB	135-0011	扇橋 2-18-2 4・5階	☎・FAX 03-5857-5086	5
花だよりC	135-0011	扇橋 2-13-6 2・3・4階	☎ 03-5632-4805 FAX 03-5606-0377	8
花だよりサテライト	*	*	☎ 03-5632-4805 FAX 03-5606-0377	1
花だよりD	135-0011	扇橋 2-13-6 5・6・7階	☎ 03-5632-4805 FAX 03-5606-0377	6
亀戸 花だより	136-0071	亀戸 3-49-22 2・3階	☎・FAX 03-3683-9188	7



施設名（ユニット名）	郵便番号	所 在 地	電 話・FAX	定員
亀戸 第二花だより	136-0071	亀戸 3-49-22 4階	☎・FAX 03-3683-9188	3
扇橋寮	135-0011	扇橋 2-1-3 E・T-21ビル 401・403号	☎ 03-6666-6828 FAX 03-6666-6046	5
グループホーム Ciel	136-0074	東砂 8-3-13	☎ 03-6659-8922 FAX 03-6661-8325	4
グループホーム Leaf	136-0076	南砂 7-13-15	☎ 03-6666-1114 FAX 03-6661-8325	4
デイズグループホーム江東区南砂	136-0076	南砂 5-13-21	☎・FAX 03-6666-5077	4
サンハーツの家Ⅶ	136-0074	東砂 4-8-16	☎ 03-4363-3872 FAX 03-6877-2138	8
サンハーツの家Ⅷ	136-0071	亀戸 2-44-10	☎ 03-6777-6653 FAX 03-6877-2138	4
エンリーハウス北砂	136-0073	北砂 5-4-4	☎ 090-4244-5588	6
いどころグループホーム東陽町	135-0016	東陽 1-7-12-101	☎ 080-7443-9992 FAX 047-495-0204	6
ハーモニー	136-0072	大島 1-27-1	☎ 050-5526-4503 FAX 03-6273-7976	5
こもれ日の里・南砂町	136-0076	南砂 7-17-1	☎ 03-6666-4439 FAX 03-6666-4419	5

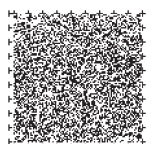
精神障害者グループホーム

施設名（ユニット名）	郵便番号	所 在 地	電 話・FAX	定員
第2クローバーハウス Aユニット	136-0076	南砂 3-4-6	☎ 03-3699-1142	7
第2クローバーハウス Bユニット	136-0076	南砂 3-4-6	☎ 03-3699-1142	3
丸山ハイツ	136-0071	亀戸 4-21-6	☎・FAX 03-5626-4121	5
東砂ハウス	136-0074	東砂 6-20-7 2階	☎・FAX 03-5606-0222	7
リアン ソリッドゥ南砂	136-0076	南砂 7-6-16	☎・FAX 03-6659-7151	6
リアン ソリッドゥ南砂 サテライト1	*	*	☎・FAX 03-6659-7151	1
リアン ソリッドゥ南砂 サテライト2	*	*	☎・FAX 03-6659-7151	1
エンリーハウス南砂	136-0076	南砂 6-9-7	☎ 090-3323-6644	6

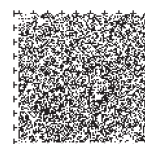


障害児通所支援施設

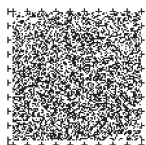
地図	施設名	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
1	江東区こども発達センター	児童発達支援	〒135-0043 塩浜 2-5-20 塩浜福祉プラザ 1 階	☎ 03-5632-2591 FAX 03-3640-5371	50
2	江東区こども発達亀戸センター	児童発達支援	〒136-0071 亀戸 1-24-6 2 階	☎ 03-3636-3150 FAX 03-3636-3157	46
3	まつぱっくり子ども教室	放課後等デイサービス	〒135-0003 猿江 2-9-5 2・3 階	☎ 03-3635-6301 FAX 03-3635-3285	10
4	第 2 まつぱっくり子ども教室	放課後等デイサービス	〒135-0012 海辺 3-7 シャリオビル 1 階	☎ 03-6666-3766 FAX 03-6666-3877	10
5	さくらんぼ子ども教室	放課後等デイサービス	〒135-0011 扇橋 3-3-7 宮内ビル 1・2 階	☎ 03-5683-0871 FAX 03-6659-7772	10
6	乳幼児親子教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0012 海辺 4-11	☎・FAX 03-6666-2325	19
7	第 2 乳幼児親子教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0002 住吉 1-8-18 住吉ビル 1 階	☎・FAX 03-3632-8932	10
8	第 3 親子教室うみべ	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0012 海辺 4-12 第二ユーエスビル 101	☎・FAX 03-6666-1098	10
9	こびあクラブ	放課後等デイサービス 放課後等デイサービス (重心)	〒135-0041 冬木 6-20	☎・FAX 03-3630-1363	10 5
10	第 2 こびあクラブ	放課後等デイサービス 放課後等デイサービス (重心)	〒136-0071 亀戸 6-48-5	☎ 03-5969-8660 FAX 03-5627-7424	18 5
11	第 3 こびあクラブ	放課後等デイサービス 放課後等デイサービス (重心)	〒135-0051 枝川 1-11-16	☎・FAX 03-6659-7432	10 6
12	たんぱぼクラブ	放課後等デイサービス	〒135-0014 石島 5-7 深川ビル 1 階	☎ 03-5690-4300 FAX 03-6666-4781	15
13	南砂ぞうさんクラブ	放課後等デイサービス	〒136-0076 南砂 2-28-3 アズ東陽町レジデンス 201 号室	☎・FAX 03-3648-7052	10
14	スマートキッズソリス東大島	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0072 大島 9-4-1 東大島ファミールハイツ 1 号館 116 号室	☎ 03-5858-8434 FAX 03-5858-8443	10 10
15	スマートキッズジュニア門前仲町第二	放課後等デイサービス	〒135-0034 永代 2-1-5 セゾン永代 1 階	☎ 03-5875-9918 FAX 03-5875-9919	10
16	スマートキッズプラス大島	放課後等デイサービス	〒136-0072 大島 5-45-9 ライオンズステーションプラザ 201	☎ 03-5875-3669 FAX 03-5875-3679	10
17	スマートキッズジュニア亀戸	放課後等デイサービス	〒136-0071 亀戸 1-31-7 亀戸センタービル 4 階	☎ 03-5858-8032 FAX 03-5858-8033	10
18	スマートキッズプラス豊洲	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0051 枝川 2-15-2 大岩ビル 1 階	☎ 03-6666-4517 FAX 03-6666-4518	10
19	スマートキッズプラス住吉	放課後等デイサービス	〒135-0002 住吉 2-7-14 國谷ビル 201	☎ 03-5669-0501 FAX 03-5669-0502	10
20	スマートキッズジュニア門前仲町	放課後等デイサービス	〒135-0031 佐賀 1-9-7 原田ビル・佐賀 2 階	☎ 03-6240-3942 FAX 03-6240-3943	10
21	スマートキッズプラス木場公園	放課後等デイサービス	〒135-0023 平野 4-12-2 坂戸ビル 1 階	☎ 03-5875-9412 FAX 03-5875-9413	10
22	スマートキッズプラス東雲	放課後等デイサービス	〒135-0062 東雲 1-6-23 スクエア 1623 2 階 201 号室	☎ 03-5534-9658 FAX 03-5534-9659	10
23	スマートキッズソリス南砂町	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0074 東砂 6-12-3 TEC Green Residence 2 階	☎ 03-6458-6657 FAX 03-6458-6658	10 10



地図	施設名	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
24	LITALICO ジュニア門前仲町教室	児童発達支援	〒135-0032 福住 1-17-8 東亜門前仲町ビル 4 階	☎ 03-5639-1128 FAX 03-5639-1130	10
25	リエゾン清澄白河	児童発達支援	〒135-0021 白河 2-8-5 三栄ビル 4 階	☎・FAX 03-3643-3320	10
		放課後等デイサービス			
26	リエゾン東陽町	児童発達支援	〒135-0016 東陽 3-26-7 東陽大経ビル 2 階	☎・FAX 03-6666-4330	10
		放課後等デイサービス			
27	コラゾン江東住吉	児童発達支援	〒135-0013 千田 7-17 大塚ビル 1 階	☎・FAX 03-5633-8122	10
		放課後等デイサービス			
28	リエゾン門前仲町	児童発達支援	〒135-0048 門前仲町 1-9-5 門前仲町 1 丁目ビル 2 階	☎・FAX 03-6240-3359	10
29	リエゾン西大島	児童発達支援	〒136-0072 大島 2-37-9 日神パレステージ西大島 102	☎・FAX 03-5875-3449	10
30	リエゾン東大島	児童発達支援	〒136-0072 大島 9-3-1 パークサイドコート 103	☎・FAX 03-6768-7845	10
31	らいおんハート 遊びリレーション児童デイ北砂	児童発達支援	〒136-0073 北砂 5-20-7-101	☎ 03-6666-6531 FAX 03-6666-6532	10
		放課後等デイサービス			10
32	放課後等デイサービス 大夢	放課後等デイサービス	〒135-0053 辰巳 1-2-9-102	☎・FAX 03-5534-6540	10
33	このこのリーフ亀戸	放課後等デイサービス	〒136-0071 亀戸 7-3-7 伊藤ビル 1 階	☎ 03-6802-9188 FAX 03-6802-9199	10
34	このこのリーフ亀戸第2	放課後等デイサービス	〒136-0071 亀戸 4-11-9 AHAVAビル 2 階	☎ 03-5875-4297 FAX 03-5875-4298	10
35	児童デイサービス スマイル江東	放課後等デイサービス	〒135-0007 新大橋 2-15-3 飯田ビル 1 階	☎ 03-6659-4671 FAX 03-6659-4761	10
36	こばんはうすさくら 亀戸教室	児童発達支援	〒136-0071 亀戸 9-19-7 日商岩井亀戸マンション 107	☎ 03-5609-7396 FAX 03-5609-7397	10
		放課後等デイサービス			
37	みらいキッズ	放課後等デイサービス	〒135-0034 永代 2-34-11 セレナハイム門前仲町 1 階	☎ 03-5646-8363 FAX 03-5646-8364	10
38	みらいキッズ東陽町	児童発達支援	〒135-0014 石島 9-14 シャンテ石島 1 階	☎ 03-6660-2155 FAX 03-6660-2156	10
		放課後等デイサービス			10
39	みらいキッズ清澄白河	放課後等デイサービス	〒135-0031 佐賀 2-3-8 西村ビル 1 階	☎ 03-5809-8641 FAX 03-5809-8642	10
40	みらいキッズ木場公園	放課後等デイサービス	〒135-0023 平野 3-2-10 ヒマワリビル 2 階	☎ 03-5875-9920 FAX 03-5875-9922	20
41	みらいキッズ東陽公園	児童発達支援	〒135-0016 東陽 3-23-28 FMビル 2 階	☎ 03-6666-6160 FAX 03-6666-6170	10
		放課後等デイサービス			
42	障害児保育園ヘレン東雲	児童発達支援（重心）	〒135-0062 東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲 1 階	☎・FAX 03-6380-7432	5
43	放課後等デイサービス GRIP キッズ 東砂校	放課後等デイサービス	〒136-0074 東砂 7-9-10 吉野ハイツ 1 階	☎ 03-6666-7271 FAX 03-6666-7229	10
44	ハッピートライアングル亀戸	児童発達支援	〒136-0071 亀戸 1-43-8 コープ野村亀戸 1 階	☎ 03-5628-7010 FAX 03-5628-7012	10
		放課後等デイサービス			10
45	たすきっず	放課後等デイサービス	〒136-0072 大島 2-35-10 操ビル 202	☎ 03-5858-8193 FAX 03-5858-8194	10
46	たすきっず しおみ	放課後等デイサービス	〒135-0052 潮見 2-7-1 潮見駅前プラザ二番街 1 階	☎ 03-6666-4062 FAX 03-6666-4063	10
47	療育支援ルーム ボンディ	放課後等デイサービス	〒135-0064 青海 2-4-32 タイム 24ビル 1 階	☎ 03-5579-6270 FAX 03-5579-6280	10



地図	施設名	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
48	放課後等デイサービス わっしょいふる里	放課後等デイサービス	〒135-0004 森下 2-4-8 アーツ森下 1 階	☎ 03-6659-3908 FAX 03-6659-3909	10
49	コペルプラス大島教室	児童発達支援	〒136-0072 大島 8-32-7 学協ビル 2 階	☎ 03-6802-9031 FAX 03-6802-9032	10
50	カレッジガーデン	児童発達支援（重心）	〒136-0073 北砂 5-20-13-101	☎ 03-5875-2622 FAX 03-6666-5786	5
		放課後等デイサービス（重心）	〒136-0073 北砂 5-20-1-101		5
51	てらびあぼけっと 住吉駅前教室	児童発達支援	〒135-0002 住吉 2-16-7 住吉コートクハイツ 2 階	☎ 03-6666-9436 FAX 03-6666-9435	10
52	てらびあぼけっと 清澄白河教室	児童発達支援	〒135-0021 白河 2-8-5 三栄ビル 2 階	☎ 03-5809-9744 FAX 03-5875-9196	10
53	ブルーワン	放課後等デイサービス	〒135-0042 木場 6-9-5 吉川ビル 1 階	☎ 070-2037-3169 FAX 03-3645-3619	10
54	療保園いろは	児童発達支援	〒136-0073 北砂 3-1-11 ロータリーパレス北砂 1 階	☎ 03-6666-5337 FAX 03-6666-5367	10
55	療保園いろは OGIBASHI	児童発達支援	〒135-0011 扇橋 2-6-12 ストーク扇橋 1 階 101 号室	☎ 03-6666-8683 FAX 03-6666-8283	10
56	すといとばあそんず	児童発達支援	〒136-0071 亀戸 6-16-8	☎ 080-4624-6549	10
		放課後等デイサービス	ラ・トルチュ亀戸 201		
57	児童発達支援・放課後等デイサービス キンダーパーク	児童発達支援	〒135-0042 木場 5-11-19 達磨堂ビル 2 階	☎・FAX 03-5809-8073	10
		放課後等デイサービス			
58	放課後等デイサービス キンダーハート	放課後等デイサービス	〒135-0046 牡丹 1-12-8 三商会館 1 階	☎ 070-1325-4027 FAX 03-6804-8780	10
59	放課後等デイサービス キンダーステップ	放課後等デイサービス	〒135-0016 東陽 1-27-5 山長ハイツ 1 階	☎ 080-3516-9351 FAX 03-6804-8780	10
60	ぼらいと森下	児童発達支援（重心）	〒135-0004 森下 4-8-6 佐藤ビル 1 階	☎ 03-6240-2608 FAX 03-6240-2609	5
61	ぼらいと亀戸	放課後等デイサービス（重心）	〒136-0071 亀戸 4-15-5 キャッスルマンション亀戸 101	☎ 03-6807-0452 FAX 03-6807-0453	5
		児童発達支援（重心）			
62	モンテッソーリ こどものいえ 森下駅前教室	児童発達支援	〒135-0007 新大橋 3-14-7-101	☎ 03-5638-1560 FAX 03-5638-1561	10
		放課後等デイサービス			
63	重症心身障害児放課後等デイサービス めろん	放課後等デイサービス（重心）	〒135-0051 枝川 2-14-2 岩室ビル 1 階	☎ 03-6666-6545 FAX 03-6666-6546	5
64	児童発達支援・放課後等デイサービス あすばる	児童発達支援	〒135-0002 住吉 1-19-1 ツインタワーすみとし住吉館 101	☎ 03-6822-2383 FAX 03-6701-7498	10
		放課後等デイサービス			
65	ユリス塾 江東教室	児童発達支援（重心）	〒136-0074 東砂 2-3-5-104	☎ 03-6666-7540 FAX 03-6666-7541	5
		放課後等デイサービス（重心）			
66	アイビーキッズ越中島	児童発達支援	〒135-0044 越中島 2-1-30 越中島 ST ビル 2 階	☎ 03-6240-3345 FAX 03-6240-3346	10
67	まなびの森キラリ亀戸	児童発達支援	〒136-0071 亀戸 7-10-1	☎・FAX 03-3638-5500	10
68	まなびの森キラリ白河	児童発達支援	〒135-0021 白河 4-9-2	☎・FAX 03-6240-3043	10
69	児童発達支援 ルアナ	児童発達支援	〒135-0016 東陽 2-4-29 マルシンビル 203	☎ 03-6458-6148 FAX 03-6458-6141	10
70	放課後等デイサービス ルアナ	放課後等デイサービス	〒135-0042 木場 5-8-1 グランス木場公園 1 階	☎ 03-5875-9721 FAX 03-5875-9722	10
71	放課後等デイサービス ウィズ・ユー江東大島	児童発達支援	〒136-0072 大島 8-3-3	☎ 03-6822-0153 FAX 03-6822-0154	10
		放課後等デイサービス			



地図	施設名	サービス種類	所在地	電話・FAX	定員
72	ワールドキッズ南砂町教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0074 東砂 6-7-6	☎ 03-6659-8687 FAX 03-6659-8688	10
73	Ei-kids 東雲スクール	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒135-0062 東雲 1-6-31 2F	☎ 080-4376-1818 FAX 050-8884-3539	10
74	カラフルハウス	児童発達支援	〒136-0073 北砂 5-20-5 UR 北砂 5 丁目団地	☎ 03-6659-7310	10
75	ゆめいろ Port 有明	児童発達支援	〒135-0063 有明 1-4-11 プリリアマーレ有明	☎ 03-6698-9362 FAX 03-6989-9422	10
76	タカメルキッズ南砂教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒136-0076 南砂 7-1-25 南砂公園ガーデニア 206	☎ 03-6458-6946 FAX 03-6458-6947	10
77	東京都立東部療育センター	医療型児童発達支援	〒136-0075 新砂 3-3-25	☎ 03-5632-8070 FAX 03-5632-8071	5

江東区児童通所支援事業所ガイドブック

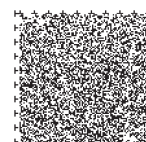
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援) の
区内事業所の概要を紹介する冊子です。

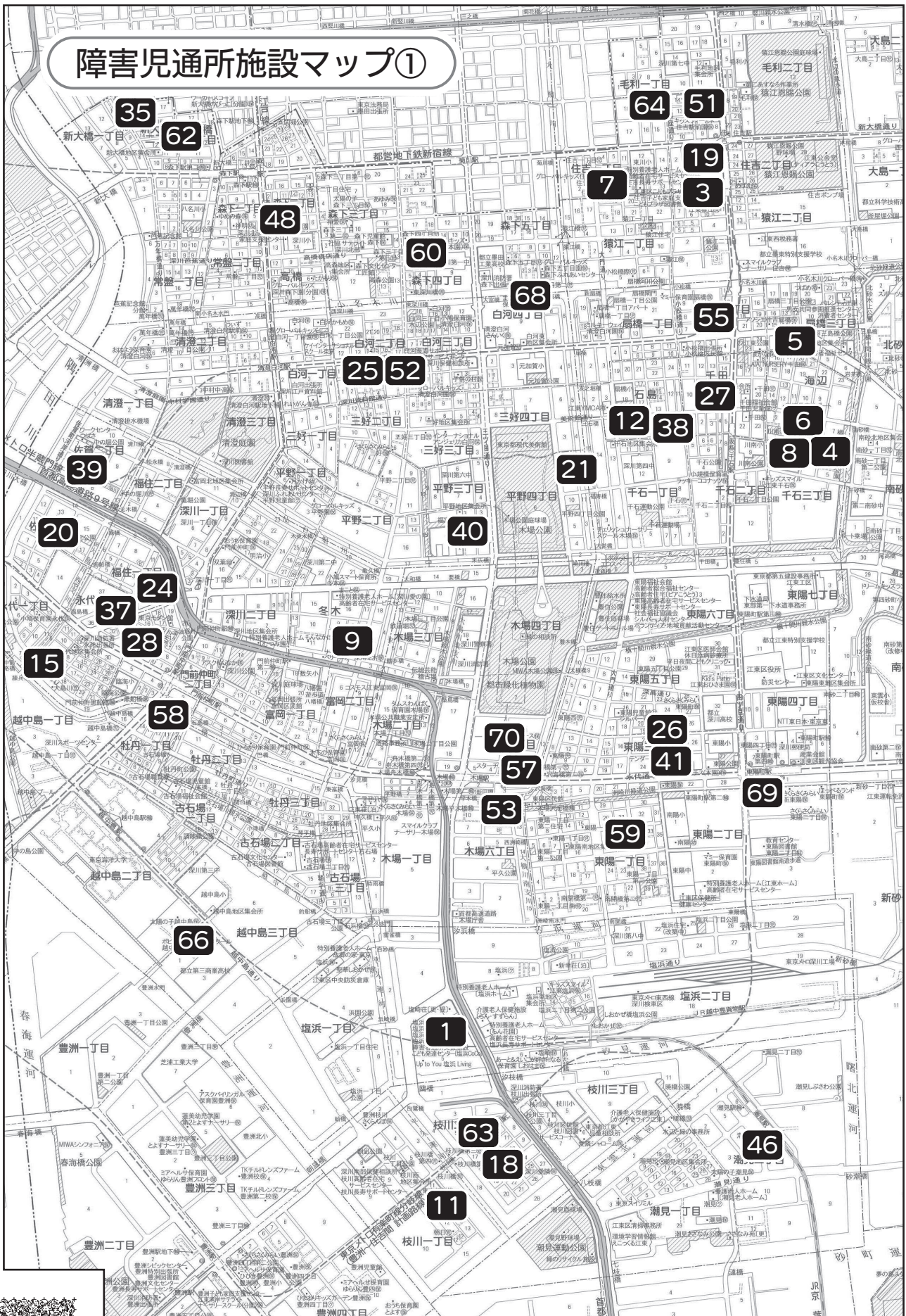


江東区ホームページに最新の情報を掲載しています。

[https://www.city.koto.lg.jp/222030/fukushi/
shogaisha/shisetsu/shokai/6019.html](https://www.city.koto.lg.jp/222030/fukushi/shogaisha/shisetsu/shokai/6019.html)

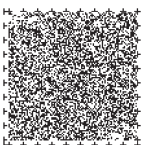


障害児通所施設マップ①

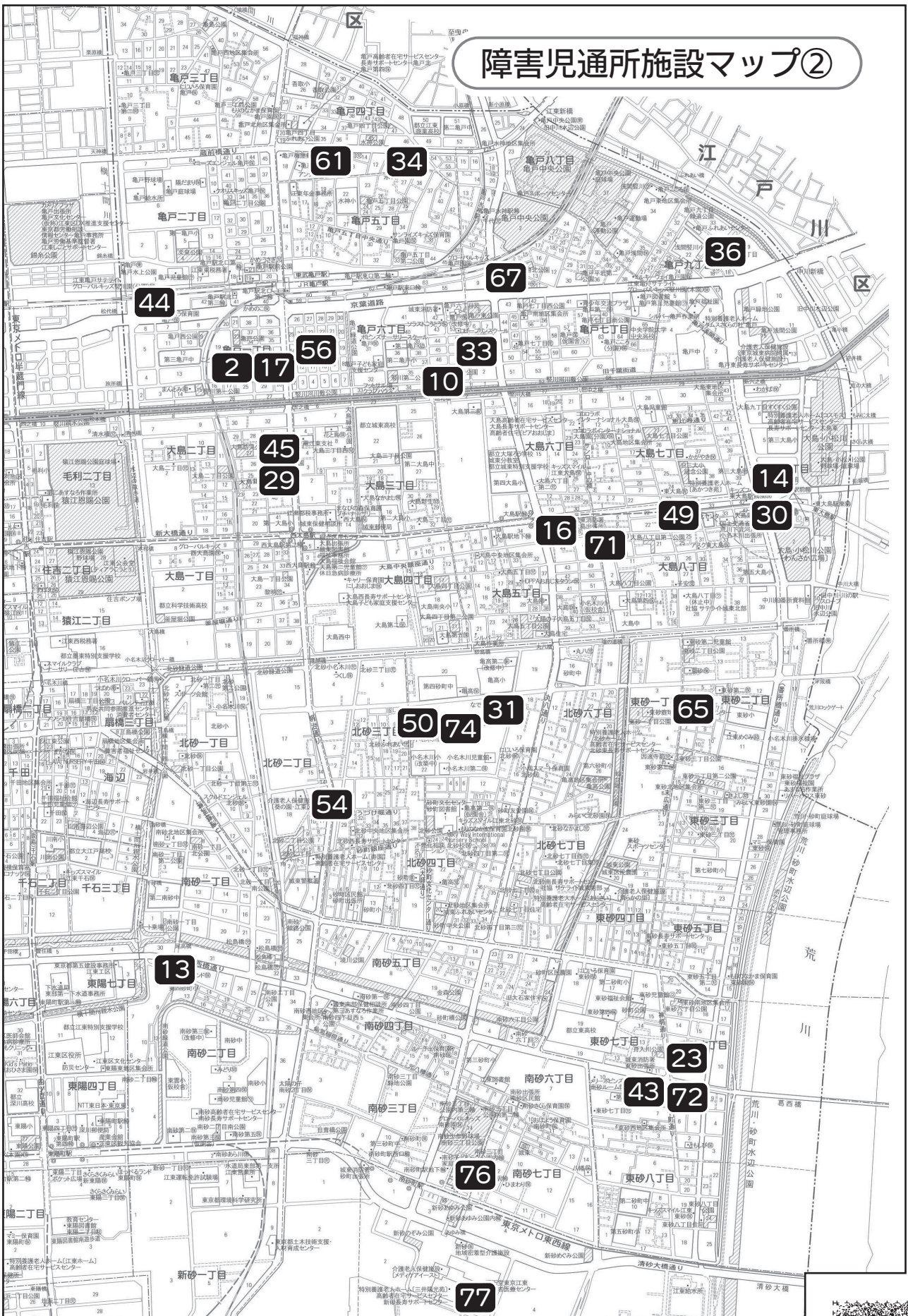


施設等

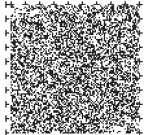
19



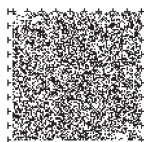
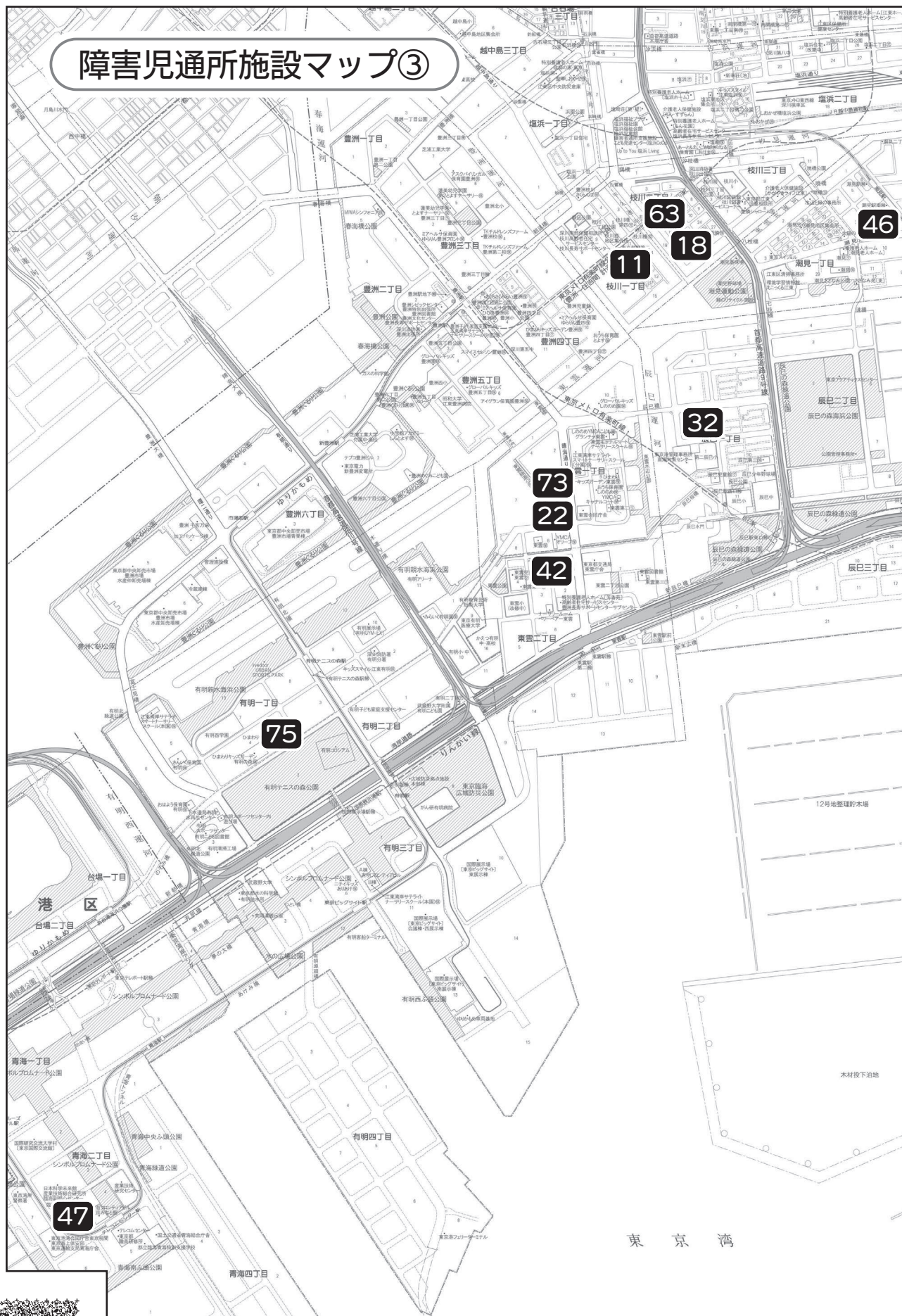
障害児通所施設マップ②



施設等



障害児通所施設マップ③



20 資料

身体障害者障害程度等級表

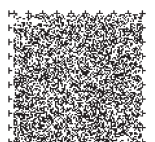
視 覚 障 害	1 級	視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.01 以下のもの
	2 級	① 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.02 以上 0.03 以下のもの
		② 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③ 周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（※3）が 28 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	3 級	① 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の②に該当するものを除く）
		② 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③ 周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（※3）が 56 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	4 級	① 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の②に該当するものを除く）
		② 周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの
		③ 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
	5 級	① 視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
		② 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
		③ 両眼中心視野角度（※3）が 56 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの
	6 級	⑤ 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
		視力の良い方の眼の視力（※1）が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの

※1 万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。

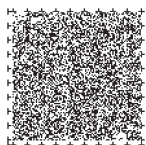
※2 1/4 視標による。 ※3 1/2 視標による。

聴 覚 障 害	2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
	3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）		
	4 級	① 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）		
		② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		
	6 級	① 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）		
② 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの				
平衡機能障害		3 級	平衡機能の極めて著しい障害	
		5 級	平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害		3 級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	
		4 級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害	

肢 体 不 自 由	上 肢 機 能 障 害	1 級	① 両上肢の機能を全廃したもの
			② 両上肢を手関節以上で欠くもの
		2 級	① 両上肢の機能の著しい障害
			② 両上肢の全ての指を欠くもの
			③ 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの
			④ 一上肢の機能を全廃したもの
		3 級	① 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
			② 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの
			③ 一上肢の機能の著しい障害
			④ 一上肢の全ての指を欠くもの
			⑤ 一上肢の全ての指の機能を全廃したもの



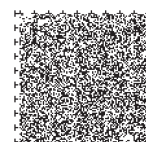
肢 体 不 自 由	上肢機能障害	4 級	① 両上肢のおや指を欠くもの
			② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの
			③ 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
			④ 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
			⑤ 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの
			⑥ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの
			⑦ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの
			⑧ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		5 級	① 両上肢のおや指の機能の著しい障害
			② 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
			③ 一上肢のおや指を欠くもの
			④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの
			⑤ 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害
			⑥ おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
		6 級	① 一上肢のおや指の機能の著しい障害
			② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの
			③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
		7 級	① 一上肢の機能の軽度の障害
			② 一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
			③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害
			④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
			⑤ 一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの
			⑥ 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの
	下肢機能障害	1 級	① 両下肢の機能を全廃したもの
			② 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
		2 級	① 両下肢の機能の著しい障害
			② 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
		3 級	① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
			② 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
			③ 一下肢の機能を全廃したもの
		4 級	① 両下肢の全ての指を欠くもの
			② 両下肢の全ての指の機能を全廃したもの
			③ 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
			④ 一下肢の機能の著しい障害
			⑤ 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの
			⑥ 一下肢が健側に比して、10cm 以上または健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの
		5 級	① 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害
			② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
			③ 一下肢が健側に比して 5cm 以上または健側の長さ 15 分の 1 以上短いもの
		6 級	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
			② 一下肢の足関節の機能の著しい障害
		7 級	① 両下肢の全ての指の機能の著しい障害
			② 一下肢の機能の軽度の障害
			③ 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
			④ 一下肢の全ての指を欠くもの
			⑤ 一下肢の全ての指の機能を全廃したもの
			⑥ 一下肢が健側に比して 3cm 以上または健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
	体幹機能障害	1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
		2 級	① 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの
			② 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの
		3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
		5 級	体幹の機能の著しい障害



肢 体 不 自 由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6 級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
			7 級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能障害	1 級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
			2 級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
			3 級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
			4 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6 級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
			7 級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	1 級	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	1 級	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	1 級	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	1 級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	1 級	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
		2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
		2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
		3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- ・同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- ・肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 つ以上重複する場合は、6 級とする。
- ・異なる等級について 2 つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができ。
- ・「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ・「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害も含むものとする。
- ・上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- ・下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



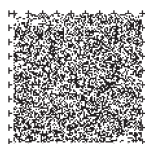
愛の手帳（知的障害）判定基準表

(0 歳～6 歳 就学前)

項 目		程 度	1 度 (最重度)	2 度 (重 度)	3 度 (中 度)	4 度 (軽 度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。		知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75
運 動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0 歳から 1 歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。		運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社 会 性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。		対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意 思 疎 通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。0 歳から 1 歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。		言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため、意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。		特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。		常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない

(6 歳～17 歳 児童)

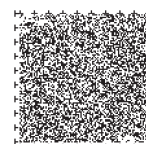
項 目		程 度	1 度 (最重度)	2 度 (重 度)	3 度 (中 度)	4 度 (軽 度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。		知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75
学 習 能 力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。		簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算もほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作 業 能 力	絵画、製作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。		簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社 会 性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。		対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意 思 疎 通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。		言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。		特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日 常 行 動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。		日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの周辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。		周辺生活の処理がほとんど不可能	周辺生活の処理が部分的に可能	周辺生活の処理がおおむね可能	周辺生活の処理が可能



項 目		程 度	1 度 (最重度)	2 度 (重 度)	3 度 (中 度)	4 度 (軽 度)
知 能 測 定 値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。		知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75
知 的 能 力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。		文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる	テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
職 業 能 力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。		簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社 会 性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。		対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意 思 疎 通	言語及び文字を通して意思疎通の可能性の度合いについて、右の程度別に判定すること。		言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身 体 的 健 康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。		特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日 常 行 動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。		日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基 本 的 生 活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。		身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

愛の手帳（知的障害）総合判定基準

区 分	判 定 内 容
1 度（最重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの
2 度（重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの
3 度（中度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの
4 度（軽度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの
程度不明	各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは、「程度不明」とする。
非該当	前各号に該当しないと判定したときは、「非該当」とする。
備 考	被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

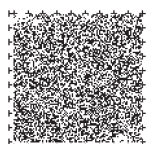


手当・年金等給付額および所得制限基準額（令和8年度）

単位：円

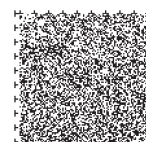
所得者 扶養者数 種別	年金手当 月額	本人の所得制限額					配偶者または扶養義務者の所得制限額				
		0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
心身障害者 (難病)福祉 手当 (区)	15,500 3級 4度										
重度 心身障害者 手当 (都)	60,000						3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000
マル障 医療助成	—	3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000					
出張調髪 寝具乾燥 消毒水洗い 紙おむつ支給	—						—	—	—	—	—
特別障害者 手当 (国)	30,450						6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
障害児福祉 手当 (国)	16,560										
ひとり親 家庭等 医療助成	—	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
特別 児童 扶養 手当	重度 58,450 中度 38,930	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
児童 扶養 手当	全部 支給 48,050 一部 支給 48,040～ 11,340	690,000 2,080,000	1,070,000 2,460,000	1,450,000 2,840,000	1,830,000 3,220,000	2,210,000 3,600,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
障害手当	15,500	3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000	—	—	—	—	—
育成手当	13,500										
障害基礎年金 (国民年金)	1級 88,260 2級 70,608	全額停止					—	—	—	—	—
		4,918,000	5,298,000	5,678,000	6,058,000	6,438,000					
		一部停止					—	—	—	—	—
		3,858,000	4,238,000	4,618,000	4,998,000	5,378,000					

- 注1 心身障害者（難病）福祉手当、重度心身障害者手当の扶養義務者の所得制限額は、障害者本人が20歳未満の場合です。
- 注2 マル障は、20歳以上及び20歳未満で本人が保険証世帯主の場合は、本人で所得判定します。20歳未満で本人が保険証世帯主でない場合は、保険証世帯主で所得判定します。「配偶者または扶養義務者」と記載してあるところを、「保険証世帯主」と読み替えてください。
- 注3 出張調髪、寝具乾燥消毒水洗い、紙おむつ支給の各サービスの所得制限は、本人が20歳以上の場合に本人にのみ適用されます。
- 注4 特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害手当、育成手当、ひとり親家庭等医療費助成の判定対象となる本人とは、障害者の父母またはその児童を養育する方です。
- 注5 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度の本人所得の判定は、本人所得に養育費の8割相当額を加えた額で行います。
- 注6 所得判定は、所得から社会保険料や医療費などの控除対象となっているものを引いた額で行います。
- 注7 障害基礎年金の本人の所得制限は20歳前障害のみ適用されます。対象となる扶養親族によっては所得制限額が変わることがあります。
- 注8 所得制限基準額は毎年見直しがあり、年度によって変更になります。
- 注9 特別障害者手当（国）、障害児福祉手当（国）は、令和8年度の金額です。
- 注10 特別児童扶養手当、児童扶養手当の手当額は、令和8年度の金額です。



障害者に関するマーク

マーク	名称・概要等	問合せ先
	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある人々が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマークです。障害がある人々の住みよい街づくりに寄与することをねらいとしています。建築物にマークを設置する際は、国（バリアフリー新法）や自治体（まちづくり条例）などの基準に基づいて使用することが推奨されています。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523 ホームページ https://www.jsrpd.jp/
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎ 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886 ホームページ https://ncwbj.or.jp
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	深川警察署交通課 ☎ 03-3641-0110 城東警察署交通課 ☎ 03-3699-0110 東京湾岸警察署交通課 ☎ 03-3570-0110
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	深川警察署交通課 ☎ 03-3641-0110 城東警察署交通課 ☎ 03-3699-0110 東京湾岸警察署交通課 ☎ 03-3570-0110
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すマークです。また、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。コミュニケーション方法に配慮を求める際や、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、聴覚に障害のある方に配慮した対応が可能であることを示すために用いられます。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046 ホームページ https://www.zennancho.or.jp/
	筆談マーク 聞こえない・聞こえにくい方、音声・言語障害の方、知的障害の方などが、筆談によるコミュニケーションへの配慮を求める際に提示するマークです。また、公共機関や店舗をはじめとした民間施設などがこのマークを掲示し、筆談による対応が可能であることを示すために用いられます。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 ☎ 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449 ホームページ https://www.jfd.or.jp
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。公共施設や交通機関、不特定多数が利用する施設（飲食店、デパート、ホテル、病院など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 ☎ 03-5253-1111（代） FAX 03-3503-1237
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人日本オストミー協会 ☎ 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682 ホームページ https://www.joa-net.org/
	ハート・プラスマーク 「身体内部に障害がある方」を表すマークです。心臓、呼吸器などの内部障害は外見から分かりにくく、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作成されたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 メール info@heartplus.org ホームページ https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。東京都は JIS 規格に登録され全国共通のマークとなった7月20日をヘルプマークの日としました。	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 社会参加推進担当 ☎ 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ヘルプカード 障害者（難病患者を含む）の方に、ヘルプカードを配付します。ヘルプカードは、緊急時の連絡先や、配慮してほしいことなどが記載できるようになっており、支援を必要とする人が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立ちます。 配付場所：障害者支援課、保健所・各保健相談所 ※外出が困難な方には郵送いたしますので、右記へお問い合わせください。	江東区 障害者支援課身体障害相談係 ☎ 03-3647-4953（深川地区） 03-3647-4958（城東地区） FAX 03-3647-4910 防災センター 2階
	東京都福祉のまちづくり整備基準適合証 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、建築物等の整備主は、新築・改修の際に、工事に先立って、整備基準を満たす届出が必要となる場合があります。また、新築・改修の施設に限らず、条例で定める「都市施設」が整備基準（努力基準）に適合していると認められる場合は、施設所有者等の請求により、「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付します。	江東区 都市計画課都市計画担当 （ユニバーサルデザイン） ☎ 03-3647-9781 FAX 03-3647-9009 区役所5階



江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例

全ての区民が障害の有無にかかわらず、社会活動に参加し、安心して心豊かに暮らすためには、互いの意思及び感情を伝え合う障害者の意思疎通を促進することが重要であり、日常生活及び災害時において、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境を整備することが地域社会に求められている。

手話は、障害者の権利に関する条約の採択及び障害者基本法の改正により、言語として位置づけられている。

区は、区内に暮らす人及び働く人だけでなく、江東区を訪れる人たちも含めて円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話を言語として普及するとともに、手話、要約筆記、点字などによる障害者の意思疎通を促進していく。

ここに、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いにその人格及び個性を尊重しながら共生する地域社会を実現すべく、この条例を制定する。

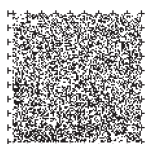
(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であることを普及し、及び障害者の意思疎通を促進することについて、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境を整備することにより、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下これらを「障害」という。）のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆及び代読、重度障害者用意思伝達装置の使用その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。
- (4) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者その他区内で活動する全ての者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。



(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 手話は、言語であり、独自の言語体系を有する文化的所産であること。
- (2) 障害の有無にかかわらず互いに理解し、その人格及び個性を尊重すること。
- (3) 障害者の意思疎通を円滑に図る権利を最大限尊重すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話は言語であることを普及するとともに、障害者が意思疎通手段を円滑に利用し、必要な情報を取得することができるよう、施策を推進するものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話は言語であることを普及し、障害者の意思疎通手段の利用環境の整備に努めるものとする。

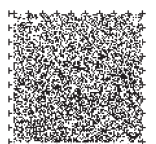
(施策の推進)

第7条 区は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障害者の意思疎通手段の普及のための啓発
- (2) 障害者の意思疎通手段の利用に資する環境整備
- (3) 障害者の意思疎通手段を習得する機会の提供
- (4) 障害者の意思疎通手段による情報の発信等

附 則

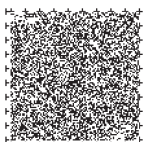
この条例は、令和2年4月1日から施行する。



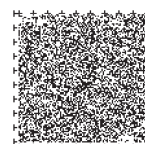
障害者福祉のてびき さくいん

あ	
IT 技術者在宅養成講座	113
愛の杖の配付	61
愛の手帳（知的障害）総合判定基準表	141
愛の手帳（療育手帳）	20
い	
移動支援事業	65
え	
NHK 受信料の減免	93
NTT 東日本ふれあい案内 （無料番号案内）	94
エンジョイ・クラブ	115
お	
屋外スポーツ施設の利用料減免	96
屋内スポーツ施設の利用料減免	96
か	
介護用ベッド（電動）の貸出し	63
家具転倒防止器具の取付	78
紙おむつの現物支給	59
き	
聞こえない・聞こえにくい乳幼児の相談 居宅介護 （身体介護・家事援助・通院等介助）	14 64
緊急一時保護	66
緊急一時保護（施設利用）	67
緊急ネット通報（東京消防庁）	78
く	
区議会だより（音声版）	79
区民農園自動車駐車場の使用料免除	96
車いすステーション	62
車いすの貸出し	62
け	
軽自動車税の減免	99
携帯電話使用料等の割引	95
月額利用者負担上限額	29
健康センターリハビリ事業	117
権利擁護センター「あんしん江東」	15
こ	
公園施設の使用料減額	95
航空運賃の割引	92

高次脳機能障害の相談・支援	12
こうとう安全安心メール	77
行動援護	64
江東区手話言語の普及及び障害者の 意思疎通の促進に関する条例	144
江東区防災アプリ、江東区防災ポータル	77
こうとう区報（点字版・音声版）	79
江東区 ボランティア・地域貢献活動センター	118
高齢者の方に対する税法上の障害者控除	98
国立職業リハビリテーションセンター	112
個人事業税の減免	100
ごみ出しサポート	71
さ	
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	68
在宅難病患者一時入院事業（都制度）	40
在宅難病患者医療機器貸与	40
裁判員制度参加者への支援	105
し	
JR 旅客運賃の割引	91
自家発電装置等の給付	61
失語症者向け意思疎通支援 （支援者の派遣・失語症サロン）	74
私鉄旅客運賃の割引	92
自転車駐車場の使用料減額	95
児童育成手当（育成手当）	35
児童育成手当（障害手当）	35
自動車運転教習費の助成	86
自動車改造費の助成	85
自動車税の減免	98
自動車燃料費助成	84
児童相談所（東京都江東児童相談所）	14
児童扶養手当（国制度）	34
就学相談	114
就学前の児童の 運動やことばなどの発達療育相談	14
重症心身障害児（者） 在宅レスパイト支援事業	68
住宅入居等支援事業	109
重度障害者大学等修学支援事業	68
重度障害者等就労支援事業	69
重度障害者等包括支援	65

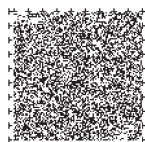


重度心身障害者手当（都制度）	33	自立支援医療（精神通院医療）	49
重度心身障害者特別給付金	36	寝具の乾燥消毒・水洗い	70
重度身体障害者等救急通報システム	76	心身障害者（児）医療費助成（マル障）	47
重度脳性麻痺者介護	69	心身障害者（難病）福祉手当（区制度）	31
重度訪問介護	64	心身障害者生活寮	126
住民税の障害者控除	97	心身障害者扶養共済制度（東京都）	37
就労支援機器貸出・相談窓口	110	身体障害者障害程度等級表	137
宿泊型自立訓練	126	身体障害者相談員・知的障害者相談員	19
出張調髪サービス	70	身体障害者手帳	20
手話通訳者の派遣	81	す	
手話通訳者の窓口配置	10	水道・下水道料金の減免	93
手話通訳者の養成	118	せ	
手話による区政情報発信	81	生活介護	65
手話リンク	81	生活福祉資金貸付制度	113
障害基礎年金（国民年金）	38	精神障害者グループホーム	129
障害厚生年金・障害手当金		精神障害者都営交通乗車証	89
（厚生年金保険）	38	精神障害者保健福祉手帳	21
障害児（者）の親のための講座	115	精神保健相談（区）	12
障害児通所支援施設	130	精神保健相談	
障害児福祉手当（国制度）		（東京都精神保健福祉センター）	17
20歳未満の方	32	成年後見制度の相談	102
障害者虐待防止センター	11	成年後見制度利用支援事業	102
障害者雇用率・障害者各種助成金等	113	選挙の投票	104
障害者差別のご相談	16	そ	
障害者支援課	10	相続税の障害者控除	100
障害者施策課	10	相談支援事業所	127
障害者就労・生活支援センター	12	贈与税の非課税	100
障害者総合支援法と		粗大ごみ等収集手数料の減免	93
児童福祉法に基づくサービス	22	た	
障害者総合支援法の（難病等）		代筆・代読支援	80
対象疾病一覧	44	タクシー運賃の割引	92
障害者通所支援施設	121	短期入所	126
障害者に関するマーク	143	短期入所（ショートステイ）	66
障害者福祉センター	119	ち	
障害者福祉センター機能訓練	117	地域生活支援センター・	
障害程度別対象事業一覧表	4	地域活動支援センター	13
障害年金生活者支援給付金	39	地域生活支援センター・	
障害福祉サービス等の内容	23	地域活動支援センター（施設一覧）	126
障害福祉サービス等利用の手続き	26	知的障害者グループホーム	128
小児慢性特定疾病医療費助成	48	駐車禁止等除外標章の交付	87
小児慢性特定疾病児童等		中等度難聴児の補聴器購入費助成	60
日常生活用具給付	59	聴力障害者情報文化センター	18
所得税の障害者控除	97	聴覚障害者向け映像ライブラリー事業	82
自立支援医療（育成医療）	49		
自立支援医療（更生医療）	49		



て	
手当・年金等給付額および 所得制限基準額……………	142
点字図書館……………	80
点字図書の給付……………	80
点訳等サービス……………	79
電話リレーサービス……………	81
と	
東京しごと財団……………	111
東京障害者職業センター……………	110
東京障害者職業能力開発校……………	112
東京聴覚障害者支援事業所……………	18
東京都医療的ケア児支援センター……………	18
東京都障害者休養ホーム……………	74
東京都障害者スポーツセンター……………	116
東京都心身障害者福祉センター……………	16
東京都発達障害者支援センター （こども TOSCA・おとな TOSCA）…	17
東京都立心身障害者口腔保健センター…	50
東京都立東部療育センター……………	50
同行援護……………	64
都営交通無料乗車券……………	88
都営住宅使用料の特別減額……………	108
都営住宅ポイント方式募集（家族向）…	106
都営住宅募集（単身者向）……………	107
都営住宅募集 （単身者用車いす使用者向）……………	107
都営住宅優遇抽せん制度（家族向）…	106
特別支援教育就学奨励制度……………	115
特別児童扶養手当（国制度）……………	33
特別障害給付金……………	39
特別障害者手当（国制度） 20 歳以上の方……………	32
都市再生機構「新築 U R 賃貸住宅」の 抽選時の倍率優遇……………	108
図書館の障害者サービス……………	72
都立特別支援学校……………	114
な	
難病医療費等助成制度……………	48
難病医療費等助成対象疾病一覧……………	41
難病療養相談（区）……………	40
難病療養相談 （東京都難病相談・支援センター）…	40

に	
日常生活自立支援事業……………	103
日常生活用具・設備改善費の給付……………	52
入浴サービス……………	69
は	
ハローワーク木場 （公共職業安定所）（しごとの相談）…	111
ハンディキャプの貸出……………	86
ひ	
ひとり親家庭等医療費助成（マル親）…	48
避難行動要支援者名簿……………	76
110 番アプリシステム……………	77
ふ	
フェリー旅客運賃の割引……………	92
福祉タクシー券……………	84
福祉定期預金……………	101
ふれあいサービス （有償家事・外出援助）……………	71
文化教養講座 （聴力障害者情報文化センター）…	83
ほ	
ホームページ（区公式）の音声読み上げ…	79
保健所……………	11
補助犬の給付……………	60
補装具費の支給……………	51
み	
ミドルステイ……………	67
民営バス料金の割引……………	91
民間賃貸住宅の情報提供 （お部屋探しサポート）……………	109
民生委員・児童委員……………	19
も	
盲ろう者の支援 （東京都盲ろう者支援センター）…	83
ゆ	
郵便はがき（青い鳥郵便葉書）の 無償配付……………	94
郵便料金の割引……………	94
有料道路通行料金の割引……………	89
よ	
要約筆記者の派遣……………	82
り	
リフト付福祉タクシー……………	85



「障害者差別解消法」をご存知ですか？

平成28年4月「障害者差別解消法」（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。

この法律は、国や市区町村などの行政機関、会社やお店などの民間事業者による「障害を理由とした差別」をなくすための法律です。

障害を理由とした差別には、次の2種類があります。

不当な差別的取扱い（行政機関、民間事業者とも禁止）

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけることです。

合理的配慮の不提供（合理的配慮の提供について、行政機関・民間事業者ともに義務）

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず「社会的障壁（※）」を取り除く合理的な配慮をしないことです。

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務になりました。

※「社会的障壁」

障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる、次のようなものをいいます。

- ①社会における事物（通行・利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障害のある人への偏見など）

障害を理由とする差別で困ったときは、ご相談ください。

障害者施策課施策推進係 ☎03-3647-4749 FAX03-3699-0329

メールアドレス shisaku-k@city.koto.lg.jp

障害者福祉のてびき

2026年10月発行

印刷登録番号（8）40号

編集発行 江東区障害福祉部障害者支援課

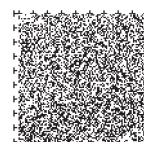
江東区東陽4丁目11番28号

電話 03-3647-9111（大代表）

印刷 株式会社恒和プロダクト 江東営業所

江東区大島5丁目48番9号 奥井ビル1階

電話 03-5875-4694





障 害 の あ る 方 が
このカードで支援を求めます

障害者支援課の窓口で配布しています

